

公益社団法人日本作曲家協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本作曲家協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2. この法人は、理事会の決議によって必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、作曲活動の振興を通じて音楽の向上と普及を図り、もってわが国の芸術文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 研究発表会、演奏会、講演会等を開催するなどして、作曲活動を通して音楽文化及び芸術・芸能の振興を目的とする事業
- 二 作曲活動の奨励及び顕彰
- 三 外国音楽団体との交流
- 四 関係団体との連絡及び協力
- 五 会報及び音楽関係図書の刊行
- 六 会員の福祉に関する事業
- 七 その他前条の目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- 一 正会員 この法人の目的に賛同して入会した職業的作曲家またはこれに準ずる者
- 二 賛助会員 この法人の事業を援助し、法人の運営に寄与するものとして社員総会において承認された個人又は法人・団体
- 三 名誉会員 この法人に功労のあった者として会長の推薦を受け社員総会で承認された個人

2. 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法」という）に規定する社員とする。

（入会）

第6条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、正会員2名の推薦を要し、理事会の定める所定の申込書を会長に提出して、理事会の承認を受けなければならない。

（入会金及び会費）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、会員資格を失った時に既に納入している会費は返還しない。

2. 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

（退会）

第8条 会員は、会長に退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき

2. 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該社員総会の日の一週間前までに当該会員に通知し、かつ社員総会で弁明の機会を与えなければならない。

3. 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 会費を2年以上滞納したとき。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、理事会の決議により滞納猶予期間を3年間まで延長することができる。
- 二 総社員が同意したとき
- 三 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 会員の除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 理事及び監事の報酬等の額及びその支給基準
- 四 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 総正会員の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対して、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事長が社員総会の議長となる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 会員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散
- 五 その他法令で定められた事項

3. 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前2項の規定の適用については社員総会に出席したものとみなす。
4. 理事会において社員総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、社員総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第1項及び第2項の出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 議長及び出席した理事2名は、前項の議事録に記名押印する。
3. 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間、その写しを従たる事務所に5年間、備え置かなければならない。

第5章 役員

(役員)

第19条 この法人に、次の役員をおく。

- 一 理事 14名以上18名以内
 - 二 監事 2名以上3名以内
2. 理事のうち1名を会長、1名を理事長とし、会長及び理事長以外の理事のうち4名以上6名以内を常務理事とする。
 3. 会長及び理事長をもって法に規定する代表理事とし、常務理事をもって法第91条第1項に規定する業務執行理事（代表理事以外の理事であって、理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定されたものをいう。以下同じ。）とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、選任決議する社員総会の年の属する4月1日現在、満80歳未満の正会員のうちから社員総会の決議により選任する。

2. 会長・理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 理事会は、社員総会の決議を経て定める役員候補者推薦規則に従って、役員候補者を社員総会に推薦することができる。ただし、これ以外の正会員の自薦・他薦を妨げない。
4. 監事はこの法人の理事または使用人を兼ねることができない。
5. この法人は、監事の員数を欠くこととなる場合に備えて、役員候補者推薦規則に基づき監事補欠候補者として推薦をされた者を、補欠監事として、社員総会の決議により選任することができる。
6. 監事の員数が欠けた時は、第5項により選任された補欠監事が監事となる。
7. 補欠監事の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、この法人の業務を執行し総理する。
3. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表

し、この法人の業務を掌握して執行し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理し又はその職務を行う。

4. 常務理事は、理事会の別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5. 代表理事及び業務執行理事は、4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事・監事の制限)

第23条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2. この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

3. 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

2. 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

3. 理事又は監事については、再任を妨げない。

4. 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5. 代表理事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお代表理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 役員は、社員総会の決議により解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 役員に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2. 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(理事会の設置)

第27条 この法人に、理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長・理事長・常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、原則として毎月1回理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は事故があるときは、会長が招集し、会長・理事長ともに欠けたとき又は事故あるときは、各理事が招集する。ただし、理事長が必要と認めたとき、又は各理事から理事会の目的である事項を示して理事会の招集を請求されたときはその請求があった日から14日以内に、臨時理事会を招集する。

3. 理事会を招集する場合には、理事会の5日前までに各理事及び各監事にその通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第30条 理事会の議長は、理事長とする。理事長に事故ある場合は前条第2項本文の例による。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く

- 理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
2. 議事録に署名又は記名押印する者は、理事会に出席した代表理事及び監事とする。
 3. 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

- 第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第34条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
2. 前項の書類については、主たる事務所に、及びその写しを従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第35条 この法人の事業報告書及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第一号及び第二号の書類についてはその内容を報告し、第三号から第六号までの書類については承認を受けなければならない。
- 一 事業報告
 - 二 事業報告の附属明細書

- 三 貸借対照表
 - 四 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - 五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - 六 財産目録
2. 前項の規定により報告又は承認された書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、及び従たる事務所にはその写しを3年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 一 監査報告
 - 二 役員の名簿
 - 三 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - 四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
3. 次の書類を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 一 定款
 - 二 会員名簿
4. 前2項の規定にかかわらず、役員の名簿及び会員名簿の記載事項のうち、個人の住所については一般の閲覧に供しないものとする。
5. 貸借対照表は、定時社員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

（公益目的取得財産残額の算定）

第36条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第四号の書類に記載するものとする。

第8章 顧問・相談役及び委員会並びに事務局

（顧問・相談役）

第37条 この法人に、顧問及び相談役を各若干名置くことができる。

- 2. 顧問及び相談役は、学識経験を有する者のうちから理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3. 顧問及び相談役は、理事及び理事会に対し、求めに応じてまたは適宜助言することができる。

(委員会)

第38条 この法人に、理事会の決議により必要に応じて各種の委員会をおくことができる。

2. 委員会の組織、運営、費用など必要な事項は、理事会の決議を経て規則によって定める。

(事務局)

第39条 この法人に事務局を置き、職員の任免は法令で別段の定めがある場合を除き会長が行う。但し、事務局長等重要な使用人の任免については、理事会の承認を経て会長が行う。

2. 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

(委任)

第40条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

第9章 定款の変更及び解散並びに公告

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会の決議により変更することができる。

2. 前項の規定にかかわらず、第43条の規定はこれを変更することができない。

(解散)

第42条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

- 一 社員が欠けたとき
- 二 合併（当該合併によりこの法人が消滅する場合に限る）
- 三 破産手続開始の決定
- 四 裁判所による解散命令があったとき

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条1

7号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第44条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(改定)

1. 第5条第1項第一号の改定（「正会員 この法人の目的に賛同して入会した職業的作曲家」より「正会員 この法人の目的に賛同して入会した職業的作曲家またはこれに準ずるもの」へ変更）後の定款は、平成28年5月23日から施行する。
2. 第34条の改定（「この法人の事業報告書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類」より「この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類」へ変更）後の定款は、令和6年6月17日から施行する。

(新設)

1. 第20条第5項（「この法人は、監事の員数を欠くこととなる場合に備えて、役員候補者推薦規則に基づき監事補欠候補者として推薦をされた者を、補欠監事として、社員総会の決議により選任することができる。」）の新設後の定款は、令和元年5月20日から施行する。
2. 第20条6項（「監事の員数が欠けた時は、第5項により選任された補欠監事が監事となる。」）の新設後の定款は、令和元年5月20日から施行する。
3. 第20条7項（「補欠監事の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。」）の新設後の定款は、令和元年5月20日から施行する。
4. 第21条5項（「代表理事及び業務執行理事は、4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。」）の新設後の定款は令和6年6月17日から施行する。

2. この法人の設立の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事	服	部	克	久
	川	口	眞	弘
	岡		千	秋
	清	原		眞
	田	村	正	稔
	平	尾	昌	晃
	矢	口	光	明
	岩	井		実
	大	谷	彰	宏
	木	村	秀	敏
	向	後	恭	一
	斎	藤		徹
	田	村		実

徳 久 広 司
菜 花 敦
長谷川 浩 司
三 井 高 央
望 月 吾 郎
監事 丸 山 雅 仁
持 光 正 輝

3. (1) この法人の最初の代表理事は以下の2名とする。

服 部 克 久
川 口 眞 弘

(2) この法人の最初の業務執行理事は以下の5名とする。

岡 千 秋
清 原 眞
田 村 正 稔
平 尾 昌 晃
矢 口 光 明

4. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定に拘らず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。